

工事経歴書(経営事項審査申請をされる方の記載例)

1. 提出する事業年度の期間分の工事について記載します。（保守点検や維持管理業務（例、樹木の剪定）など、役務の提供にあたる業務は工事には該当しません。）

記載する順番や、記載すべき件数等については、次のページを参照してください。

2. 工事实績がない場合は、「該当工事なし」と書きます。

3. 建設業許可を受けている業種が複数ある場合は、それぞれの業種ごとに工事経歴書を作成してください。
「該当工事なし」の種類が複数ある場合には、その種類を列記し、一枚に集約することができます。

(許可を受けている業種以外の建設工事について実績がある場合は、「その他」として作成してください。)

請け負った一つの契約ごとに、請負契約の相手方の商号又は名称を書きます。

元請とは施主から直接受注したもの、下請とは他の建設業者が請け負った工事の一部を請け負ったものをいいます。

工事現場のある都道府県及び市区町村名を書きます。
(町村の場合は郡の記載も必要です。)

それぞれの完成工事について、着手月において許可を有していた業種の場合は、配置技術者（建設業法第26条により置かれた主任技術者または監理技術者）の氏名を記載します。

途中で技術者の交代があった場合は、それぞれの氏名を記載します。

また、該当する技術者の欄に「レ」を付します。

監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかった場合はその旨を記載すること。

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

工事經歷書

請負代金の額は消費税抜きの金額（免税事業者は税込の金額）を記載してください。

の、実た完了
書、し。し
約く、す。と
契な、ま様
は、に、同
月、で、書、も
年、日、工、を、月
工、に、き、年
着、着、際、と、成、す。

請負代金（消費税抜き）の額を千円単位で書きます。なお、変更契約がある場合は、変更後の金額を書きます。

[illegible]

「小計」・「合計」のうち
元請工事に係る請負
代金の額の合計を記
載します。

(建設工事の種類)

鋼構造物

工事

(税込・税抜)

①元請工事に係る完成工事

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある建設区域及び市町村等	配置技術者		請負代金の額		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所には印を記載) 主任技術者 監理技術者	うち、 ・元請代金 ・下請代金	着工年月日	完成又は完成予定年月	
名古屋市	元請		北区高架橋鋼構上部工 その1工事	愛知県名古屋市	尾張一夫 名古屋三郎	√ √	100,000 千円	100,000 千円	令和 6 年 8 月	令和 7 年 1 月
愛知県	〃	JV	総合庁舎耐震補強工事 (鉄骨工事)	愛知県名古屋市	愛知太郎	√	60,000 千円	千円	令和 6 年 6 月	令和 6 年 6 月
愛知県	〃		三河高等学校 体育館耐震補強工事 (鉄骨工事)	愛知県岡崎市	一宮二郎	√	(46,000) 90,000 千円	千円	令和 5 年 12 月	令和 6 年 11 月
(株) ナゴヤ商事	〃		屋外広告塔新設工事	東京都中央区	津島一平	√	16,000 千円	千円	令和 6 年 8 月	令和 6 年 11 月
(株) 愛知建設	下請		港物流 (株) 社屋新築 鉄骨工事	愛知県名古屋市	半田五郎	√	40,000 千円	千円	令和 6 年 11 月	令和 6 年 12 月
OWARI (有)	元請		屋外広告工事	愛知県あま市	岡崎三男	√	(12,000) 25,000 千円	千円	令和 6 年 12 月	令和 7 年 7 月
(株) 三河システム	下請		北名古屋 (株) 工場 架台設置工事 (鉄骨工事)	愛知県名古屋市	豊田一郎	√	8,000 千円	千円	令和 6 年 2 月	令和 6 年 2 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

業種ごとの最終ページにのみ、その業種の完成工事の全件数及び請負代金の額の合計を書きます。

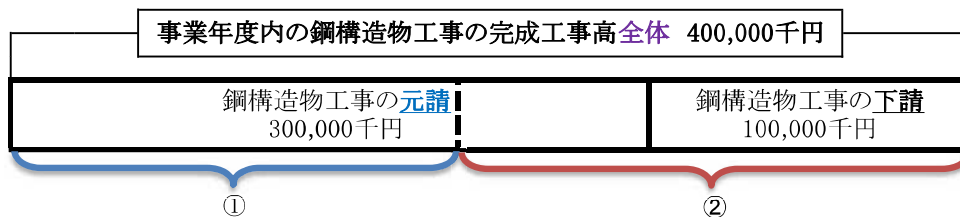
経営事項審査申請を申請される方の 工事経歴書の記載要領

以下のルールにしたがって、建設業許可を受けている業種それぞれについて、様式第二号を作成してください。

■経営事項審査を受ける工事経歴書の記載要領

- ① 当該業種の元請工事を金額の大きい順に記載する。
- ② 元請工事の合計金額の70%になるまで記載する。
- ③ 70%に達する前に、軽微な工事(税込5,000千円(税抜4,545千円)未満の工事^{*})が10件記載されたら、そこで元請工事の記載を終了する。
〔※建築一式工事業については、税込15,000千円(税抜13,636千円)未満の工事等
(詳細は建設業許可申請の手引(申請手続編)P1参照)〕
- ④ 残りの工事(①～③で記載しなかった元請+下請工事。)について、金額の大きい順に記載する。
- ⑤ ①～③で記載した金額も含めて、当該業種の合計金額の70%になるまで記載する。
- ⑥ 軽微でない工事が全て記載された上で、①～③で記載した工事も含めて、軽微な工事が10件記載されたら、そこで記載を終了する。

【前ページの工事経歴書記載例に基づく記載方法例示】



- ① 元請の完成工事について、請負代金の額の大きい順に、以下のaかbどちらか先に満たすまで記載します。
 - a: 元請工事の全体額の70%以上になるように記載
 - b: 「軽微な工事」以外の工事をすべて記載し、「軽微な工事」を10件記載
 - ・ 前ページで例示する鋼構造物工事の場合、元請の完成工事高が300,000千円で、 $300,000 \text{千円} \times 70\% = 210,000 \text{千円}$ ですので、以下のどちらかになります。
210,000千円以上になるまで元請完成工事を記載(a)するか、
「軽微な工事」以外の元請工事をすべて記載し、「軽微な工事」に該当する元請工事を10件記載(b)するか
 - ・ なお、前ページの記載例では、222,000千円分(上の図の①に相当する部分)を記載しています。
- ② 次に、①に続けて、下請工事と、①で記載しなかった元請工事(上の図の②に相当する部分)について、請負代金の大きい順に、以下のaかbどちらか満たすまで記載します。
 - a: 完成工事高全体の70%以上になるように記載
 - b: 「軽微な工事」以外の工事をすべて記載し、「軽微な工事」を10件記載
 - ・ 前ページの記載例の場合、鋼構造物工事全体の完成工事高が400,000千円なので、 $400,000 \text{千円} \times 70\% = 280,000 \text{千円}$
 - ・ ①で222,000千円分記載しているので、 $280,000 \text{千円} - 222,000 \text{千円} = 58,000 \text{千円}$

⇒ つまり、下請工事と、①で記載しなかった元請工事を、金額の大きい順に58,000千円以上になるまで記載するか、「軽微な工事」以外の下請工事と①で記載しなかった「軽微な工事」以外の元請工事をすべて記載し、「軽微な工事」を①で記載した「軽微な工事」とあわせて10件になるように記載するかのどちらかになります。
(例えば、①で「軽微な工事」を4件記入していた場合、②では「軽微な工事」を6件記載すれば良いということです。)

経営事項審査を申請される方の工事経歴書の記載について(補足説明)

事例1 元請工事で70%、全体工事で70%に達した場合(なお、5ページの工事経歴書記載例とは連動しておりませんのでご注意ください。以下同じ。)

業種: 管工事(単位: 千円 税抜き)

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元①	100,000	下①	60,000
元②	50,000	下②	40,000
元③	25,000	下③	30,000
元④	10,000	下④	20,000
元⑤	7,000	下⑤	15,000
元⑥	5,000	下⑥	12,000
元⑦	3,000	下⑦	11,000
		下⑧	9,000
		下⑨	6,500
		下⑩	5,500
		下⑪	4,000
		下⑫	2,500
		下⑬	2,000
		下⑭	1,500
		下⑮	1,000
小計	200,000	小計	220,000
		合計	420,000

工事経歴書に記載する工事

元①100,000

元②50,000

下①60,000

下②40,000

下③30,000

元③25,000

元請工事の70%(この場合140,000千円)以上になるまで記載します(前ページ①aに該当)。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の70%(この場合294,000千円)以上になるまで記載します(前ページ②aに該当)。

上記事例1における工事経歴書合計欄抜粋

小計	6件	305,000千円	0千円	うち元請工事	
				175,000千円	0千円

合計	22件	420,000千円	0千円	うち元請工事	
				200,000千円	0千円

元請の70%	140,000	全体の70%	294,000
--------	---------	--------	---------

事例2 元請工事で軽微な工事が10件に達した場合

業種: 管工事(単位: 千円 税抜き)

年間完成工事

元請工事

元① 軽1 2,950

元② 軽2 2,900

元③ 軽3 2,850

元④ 軽4 2,800

元⑤ 軽5 2,750

元⑥ 軽6 2,700

元⑦ 軽7 2,650

元⑧ 軽8 2,600

元⑨ 軽9 2,550

元⑩ 軽10 2,500

元⑪ 2,450

元⑫ 2,400

元⑬ 2,350

元⑭ 2,300

元⑮ 2,250

小計 39,000

下請工事

下① 8,000

下② 7,000

下③ 4,000

下④ 3,500

下⑤ 3,000

下⑥ 2,000

下⑦ 1,500

下⑧ 1,000

小計 30,000

合計 69,000

工事経歴書に記載する工事

元① 軽1 2,950

元② 軽2 2,900

元③ 軽3 2,850

元④ 軽4 2,800

元⑤ 軽5 2,750

元⑥ 軽6 2,700

元⑦ 軽7 2,650

元⑧ 軽8 2,600

元⑨ 軽9 2,550

元⑩ 軽10 2,500

下① 8,000

下② 7,000

「軽1」等は、軽微な工事を工事経歴書に記載する場合の順番を表しています。

元請の70%

27,300

全体の70%

48,300

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の70%(この場合48,300千円)以上になるまで記載します。ただし、この場合、既に軽微な工事を10件記載しているので、下請の軽微でない工事のみ記載します(それ以上軽微な工事を記載する必要はありません)(前ページ②bに該当)。

元請工事の70%(この場合27,300千円)以上になるまで記載します。ただし、この場合、元請工事は全て軽微な工事であるため、10件まで記載することとなります(前ページ①bに該当)。

上記事例2における工事経歴書合計欄抜粋

小計

12件

42,250千円

0千円

うち元請工事

27,250千円

0千円

合計

23件

69,000千円

0千円

うち元請工事

39,000千円

0千円

事例3 全体で軽微な工事が10件に達した場合
業種：管工事(単位:千円 税抜き)

年間完成工事			
元請工事		下請工事	
元 ①	20,000	下 ①	5,500
元 ②	12,000	下 ② 軽5	4,000
元 ③	7,000	下 ③ 軽7	3,500
元 ④	6,000	下 ④	3,000
元 ⑤ 軽1	4,200	下 ⑤	2,500
元 ⑥ 軽2	3,900	下 ⑥	2,400
元 ⑦ 軽3	3,800	下 ⑦	2,300
元 ⑧ 軽4	3,700	下 ⑧	2,200
元 ⑨ 軽6	3,600	下 ⑨	2,100
元 ⑩ 軽8	3,400	下 ⑩	2,000
元 ⑪ 軽9	3,300	下 ⑪	1,950
元 ⑫ 軽10	3,200	下 ⑫	1,900
元 ⑬	3,100	下 ⑬	1,850
元 ⑭	2,900	下 ⑭	1,800
元 ⑮	2,800	下 ⑮	1,750
		下 ⑯	1,700
		下 ⑰	1,650
		下 ⑱	1,600
		下 ⑲	1,550
		下 ⑳	1,500
小 計	82,900	小 計	46,750
		合 計	129,650

工事経歴書に記載する工事	
元 ①	20,000
元 ②	12,000
元 ③	7,000
元 ④	6,000
元 ⑤ 軽1	4,200
元 ⑥ 軽2	3,900
元 ⑦ 軽3	3,800
元 ⑧ 軽4	3,700
下 ①	5,500
下 ② 軽5	4,000
元 ⑨ 軽6	3,600
下 ③ 軽7	3,500
元 ⑩ 軽8	3,400
元 ⑪ 軽9	3,300
元 ⑫ 軽10	3,200

元請工事の70%(この場合58,030千円)以上になるまで記載します(前ページ①aに該当)。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の70%(この場合90,755千円)以上になるまで記載します。
ただし、この場合、既に軽微な工事を4件記載しているため、下請の軽微でない工事を記載した上で、軽微な工事を残り6件(=10件-4件)まで記載します(前ページ②bに該当)。

上記事例3における工事
経歴書合計欄抜粋(※)

元請の70%	全体の70%
58,030	90,755

小計		15		87,100		0		うち元請工事	
	件		千円		千円		千円	74,100	0
								千円	千円
合計		35		129,650		0		うち元請工事	
	件		千円		千円		千円	82,900	0
								千円	千円

※愛知県都市総務課Webページよりダウンロードできる工事経歴書は1枚につき13件までしか記載できませんので、本来は上記事例3の場合は工事経歴書は2枚に分けて作成することになりますが、説明を分かりやすくするため1枚に記載されたものとして「合計欄抜粋」部分も作成してありますので注意してください。

様式第二号〔工事経歴書〕の記載要領（建設業法施行規則より）・注意事項

注 保守点検や維持管理業務（例、樹木の剪定）など、役務の提供にあたる業務は工事には該当しませんので、工事経歴書には記載せず、兼業事業売上高に計上してください。

業種の判断は建設業法第2条別表等により行いますので、発注者において土木工事や建築工事、機械器具設置工事などとして発注された工事であっても、工事内容がそれらの業種でない他の専門工事に該当する場合は、発注された業種の工事としては認められません。

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

注 免税事業者は税込みで、それ以外の者は税抜きで記載してください。

- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

（1）経営規模等評価の申請を行う者の場合

① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

（2）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。

注 甲型JVの場合は、請負代金の額に出資割合を乗じて得た額を、乙型JVの場合は、運営委員会で定めた分担工事額を記載します。

- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。

注 「配置技術者」については、次ページを参照してください。

- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	P C
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

10 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「P C」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

11 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「P C」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

〔解説〕

「配置技術者」とは、建設業法第26条により置かれた主任技術者または監理技術者を指します。

「主任技術者」とは、許可を受けた建設業者が請負った工事を施工する場合に、請負金額の大小に関係なく、必ず現場に配置しなければならない技術者を指し、次の要件を備えているものしか主任技術者になることはできません。

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する方

イ 該当業種について学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校(所定学科)卒業後5年以上、大学(短期大学を含む)若しくは高等専門学校(所定学科)卒業(同法による専門職大学の前期課程(所定学科)修了を含む)後3年以上の実務経験を有する方(所定学科についてはP68-1表参照)

ロ 該当業種の建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する方

ハ 該当業種について、一定の資格(建築士、土木施工管理技士等)を有する方(別表(四)、P62～66参照)

該当業種について、専修学校所定学科(P68-1表参照)卒業後、同学科に関連する工事に関し、一定期間(専門士または高度専門士の称号を有する者は3年、それ以外の者は5年)以上の実務経験を有する方

該当業種について、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した方

その他、国土交通大臣が同号イ若しくはロと同等の能力を有すると認定した方

「監理技術者」とは、発注者から直接請負った工事で、5,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円以上)[令和7年1月以前は4,500万円以上(建築一式工事の場合は7,000万円以上)]を下請契約する場合に必ず配置しなければならない技術者を指し、次の要件を備えているものしか監理技術者になることはできません。

建設業法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する方

イ 国土交通大臣が定めた検定等に合格した方、又は免許を有する方(別表(四))において5点の配点がなされている資格。P62～66参照)

ロ 法第7条第2号のいずれかに該当し、かつ元請として5,000万円以上(消費税及び地方消費税を含む)の工事について2年以上指導監督的な実務経験を有する方

ハ 国土交通大臣が同号イ若しくはロと同等の能力を有すると認定した方

なお、指定建設業(土、建、電、管、鋼、ほ、園)の7業種については、上記イ及びハのうちでイと同等の能力を有すると認定された方しか監理技術者になることはできません。